平成２９年（フ）第１５号
静岡県焼津市北浜通16番地
破産者　清水　仁身
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０号
静岡市駿河区小黒２丁目11番15号　メゾンＭＲ202号、開始決定時の住所静岡市駿河区中島2558番地の８
破産者　島村　直孝
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５号
静岡県藤枝市本町２丁目７番10号　曽根ビル201号、住民票上の住所静岡県島田市阿知ケ谷85番地の１
破産者　鈴木　鉄也
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５１号
静岡県浜松市東区中田町19番地の２　サンライズ201、破産開始決定時の住所静岡県浜松市中区葵東２丁目15番28―1106号　ＮＩＣＥ　ＳＴＡＧＥ葵東
破産者　湯野　伸一
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０９８号
京都府相楽郡笠置町大字切山小字堂阪77番地
破産者　寺阪　利満
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２３号
京都市西京区御陵北山下町７番地の３、破産手続開始決定時の住所京都市西京区御陵北山下町７番地の４
破産者　熊澤　一恵
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
京都市右京区西京極堤外町14番地12
破産者　大野璋徳こと　徐　　璋徳
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
京都市西京区御陵北山町11番地
破産者　工藤　愛美
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
京都府長岡京市長岡１―21―１　フイップロード302号、住民票上の住所京都府長岡京市一文橋２丁目20番２号
破産者　岸　　麗子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３７号
京都市西京区御陵北山町11番地、住民票上の住所京都市西京区川島権田町１番地20
破産者　本丸小百合
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６８９号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―724、申立時の住所京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地27―501
破産者　西田　忠昭
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９８２号
京都市南区上鳥羽八王神町23番地５　ワーカーハイツ鳥羽401号
破産者　大崎　広樹
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９８３号
京都市南区上鳥羽八王神町23番地５　ワーカーハイツ鳥羽401号
破産者　水田真由子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６１号
京都市伏見区羽束師鴨川町237番地３
破産者　田中　正貴
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
岡山市中区高屋235番地２　ホシダマンション203
破産者　松本　浩之
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
愛媛県今治市小泉３丁目９番６号　みまつ小泉101、前住所松山市生石町134―４
破産者　日髙　洸平
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第４５号
愛媛県今治市喜田村７丁目３番45号
破産者　檜垣　由美
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第４６号
愛媛県今治市喜田村７丁目３番45号
破産者　檜垣　　優
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部